**くらしの情報**

1. 注目情報　　 5 子育て
2. 暮らし　　　　 6 健康
3. 募集
4. 催し・講座

**1 個人や小規模事業者のエコ活動を支援します**

問い合わせ　環境保全課環境保全担当　電話23- 6074

　地球温暖化防止や環境意識を高めるため、市民や小規模事業者が行う設備の設置や導入を支援します。

　詳しい要件などは、事前に環境保全課へ、問い合わせください。

**大崎市エコ改善推進事業補助金**

**1太陽光発電設備設置事業**

対象者　個人・小規模事業者

助成金額　1キロワット当たり1万円（上限4万円）

**2定置用リチウムイオン蓄電池導入促進事業**

対象者　個人・小規模事業者

助成金額　5万円

**3家庭用高効率給湯器設置事業**

対象者　個人

助成金額　1万5千円

**4家庭用生ごみ処理機導入事**業

対象者　個人

助成金額　購入費の2分の1（上限額2万円）

■**共通要件**

○市税などの滞納がないこと

○申請者が住居・事務所（店舗または事務所などと兼用している住居も含む）として、使用または使用予定の建物に設置すること

○ 購入先および設置請負者が市内事業者の場合は5千円を加算し助成

※家庭用生ごみ処理機導入事業の加算はありません。

○ 事業を組み合わせて申請する場合の上限額は14万円

○購入・設置の契約日（契約を交わさない場合は見積）が令和3年4月1日以降であること

○ 令和4年1月31日月曜日までに設置を完了し、実績報告を提出すること

■**受付期間**

　6月1日火曜日～予算に達した時点で終了（先着順）

■**申込先**

　環境保全課

※申し込みの際、必要書類などに不足がある場合は、受け付けできません。

**1 がん患者医療用ウィッグの購入費用を助成しています**

問い合わせ 健康推進課保健・地域医療担当　電話 23-5311

がん患者の治療と就労や社会参加の両立を支援し、療養生活の質の向上を図るため、医療用ウィッグ購入費用の一部を助成します。

■**対象者**

　次のすべての要件を満たし市内に住所を有する人

❶がんと診断され、治療を受けたことがある人、または現在治療中の人

❷本人（18歳未満の場合は扶養義務者）の市町村民税のうち、所得割課税年額が30万４千2百円未満の人

❸過去に他の都道府県および市区町村の医療用ウィッグ購入助成を受けていない人

■**助成金額**

　3万円（ 上限額）またはウィッグ購入費用の2分の1の額のいずれか低い額

■**助成対象**

　全頭用ウィッグ

※部分用または毛髪付き帽子、付属品およびケア用品は対象となりません。

■**受付期限**

　ウィッグを購入した日の翌日から１年

※令和3年4月1日から、受付期限がウィッグを購入した日の翌日から、1年以内に変更されました。

■**申込方法**

　必要書類を添えて、健康推進課または、各総合支所市民福祉課に申し込み

■**必要書類**

○ウィッグ購入の領収書

○振込先口座通帳の写し

○がん治療を受けていることが分かる書類（お薬手帳、診断書など）

○健康推進課または各総合支所市民福祉課で配布、市ウェブサイトに掲載されている申請書

**1 ふるさと納税返礼品取扱事業者募集**

問い合わせ　政策課行政改革担当　電話23- 2129

　ふるさと納税寄附者へ返礼品を贈呈し、本市の魅力を発信しています。

　新型コロナウイルス感染症の影響により、販路に困っている人、ネットショップに興味がある人など、本市を代表する返礼品として、魅力的な商品を全国に向け発信し、販売促進に活用してみませんか。

　ふるさと納税の返礼品として取り扱うためには、総務省が定めている地場産品の基準を満たす必要があります。

　基準は、次の９つです。いずれか１つでも該当すれば返礼品として登録することができます。

　詳しくは、問い合わせください。

**■地場産品基準**

❶市内で生産されたもの

❷原材料の主要な部分が市内で生産されたもの

❸市外産原材料を市内で製造、加工などを行うことにより相応の付加価値が生じているもの

❹市内で生産されたもので、近隣市町村のものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る）

❺本市の広報を目的としたキャラクター、オリジナルグッズなどで本市独自の返礼品であることが明白なもの

❻❶～❺に該当する返礼品とその返礼品に関連するもののセット

❼市内で提供されるサービスに関するもの（宿泊券、仕立券、体験サービスなど）

❽宮城県を代表する地域資源として認定されているもの

（宮城伝統こけし、金華さば、ふかひれ、ホヤ、笹かまぼこ、みやぎサーモン、仙台味噌）

❾返礼品が震災、風水害、落雷、火災、その他の自然災害等で提供できなくなった場合に、その代替品として提供するもの

**地域おこし協力隊員を紹介します**

　本市では、地域外の人材を積極的に採用し、その定住、定着を図り、地域の活性化等を促進するため、地域おこし協力隊員を任命しています。現在、活躍中の地域おこし協力隊員を紹介します。

問い合わせ 政策課政策企画担当 電話23-2129

　令和3年4月1日に「地域おこし協力隊員」として、堀内大暉さん、田邉香さんを任命しました。地域おこし協力隊員とは、地域の宝を再発見し、世界へ情報発信を行うとともに、移住・定住人口拡大のために活躍する人たちです。2人は令和2年度から活動され、本年度が2年目となります。

　堀内さんは、昨年「国内旅行業務取扱管理者試験」に合格し、ドローンを用いた観光PR動画の発信や、地域活動への参加など、観光振興の分野で活躍しています。

　田邉さんは、本市で初めての女性隊員であり、伝統的工芸品の鳴子こけしを守りつないでいくために、岡崎靖男工人のもとで修業し、技術の習得に加え、鳴子こけしやイベント等をSNSで発信されるなど、鳴子こけしのPRや販路拡大に活躍しています。

　新たな視点から、本市を盛り上げていますので、今年度もさらなる活躍を期待します。